

江田島市教育委員会会議録

令和7年3月17日（月）令和7年第3回教育委員会会議定例会を教育委員会会議室において開催しました。

1 開会及び閉会に関する事項

開会	午前	10時00分
閉会	午前	11時00分

2 出席者（5名）

教育長	岡田 學
教育長職務代理者	三島 雅司
委員	小宇根 康典
委員	長坂 睦子
委員	長迫 香

3 欠席者

なし

4 出席説明員

教育部長	矢野 圭一
学校教育課長	黒小 大介
生涯学習課長	大野 真理
学校給食共同調理場総括場長	仁井 雄一
大柿自然環境体験学習交流館長	西原 直久

5 事務局

学校教育課 課長補佐兼総務係長	濱中 健三
-----------------	-------

6 傍聴人

なし

7 議事日程

- (1) 教育長報告
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 議案第11号 江田島市教育委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令案について
- (4) 議案第12号 江田島市立小中学校諸費会計等取扱要項等の一部を改正する告示案について
- (5) 議案第13号 江田島市学校規模適正化検討委員会設置要綱案について

- (6) 議案第14号 公立学校情報機器整備事業に係る各種計画案について
- (7) 議案第15号 江田島市教育委員会外部評価委員会委員の委嘱について

8 議事の概要

○ 教育長

ただ今から、令和7年第3回江田島市教育委員会会議、定例会を開会します。

ただ今の出席委員は5名です。

定足数（3名）に達していますので、これから本日の会議を開きます。

○ 教育長

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

審議に入る前に、非公開議案について御審議いただきます。

日程第7、議案第15号については、人事に関する案件であることから、公開しないで審議することが適当ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○ 教育長

それでは、お諮りいたします。

議案第15号については、公開しないことに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○ 教育長

挙手全員と認めます。

したがって、議案第15号については、公開しないで審議することに決定しました。

○ 教育長

日程第1、「教育長報告」を行います。

議案書、2ページをお開きください。

「教育長報告」を行います。

(省略)

以上で、教育長報告を終わります。

○ 教育長

日程第2、「会議録署名委員の指名」は、会議規則第15条第2項の規定により、あらかじめ署名委員の順番を決めておりますので、今回は、小宇根委員にお願いします。

○ 教育長

日程第3、議案第11号「江田島市教育委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令案」を議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

○ 教育部長

ただ今上程されました議案第11号について説明します。

議案書、3ページをお願いします。

提案理由です。

市の組織再編に伴い、現行規程の一部を改正する必要があるため、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年江田島市教育委員会規則第4号）第2条第2号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

4ページに改正文、5ページに参考資料として、新旧対照表を添付しています。

新旧対照表で説明しますので、5ページをお願いします。

表の右側が現行、左側が改正案になります。

アンダーラインがあるところが、改正箇所になります。

「2 支出負担行為」の部、「(16)の公有財産購入費」の項が、真ん中と下から2番目の項に「1 次の支出負担行為をすることの決定」、「2 次の行為の支出負担行為書の作成」にそれぞれありますけれども、合議先順位の欄のアンダーラインのある「財政課長」が、今年度まで公有財産を管理する課長だったのですが、来年度、組織再編で公有財産を管理する課、「財産管理課」を新しく設置するため、合議先を「財産管理課長」に改正するものです。

4ページをお願いします。

この規則改正の施行期日は、令和7年4月1日から施行します。

説明は、以上です。

○ 教育長

説明が終わりました。

質疑はございませんか。

(質疑なし)

○ 教育長

それでは、これで、本件の審議を終わります。

採決に移ります。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

○ 教育長

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 教育長

日程第4、議案第12号「江田島市立小中学校諸費会計等取扱要項等の一部を改正する告示案について」を議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

○ 教育部長

ただ今上程されました議案第12号について説明します。

議案書、6ページをお願いします。

提案理由です。

江田島市立小中学校諸費会計等取扱要項等の一部を改正する必要があるため、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年江田島市教育委員会規則第4号）第2条第2号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

7ページに改正文、8ページに参考資料として、新旧対照表を添付しています。

新旧対照表で説明しますので、8ページをお願いします。

表の右側が現行、左側が改正案になります。

アンダーラインがあるところが、改正箇所になります。

第4条第2項の、「教職員」を「所属職員」に改正し、第5条第2項の、「毎月の収支状況を関係書類により翌月の10日までに」を「各会計の収支状況を関係書類により学期に1回以上」に改正します。

第4条の改正は、現行の「教職員」だと、「教職員」は法律で校長、教頭、養護教諭から事務職員までと定義しており、どこの学校に勤務していても、常勤の者は全て「教職員」となることから、監査を実施する者は、その学校に「所属する職員（常勤、非常勤を問わない）」以外の者なら可とすることを、明確にしたものです。

第5条の改正は、点検者の負担軽減のため、点検の実施を「毎月」から「学期に1回以上」としたものです。

7ページをお願いします。

この告示改正の施行期日は、令和7年4月1日から施行します。

説明は、以上です。

○ 教育長

説明が終わりました。
質疑はございませんか。

- 小宇根委員
この改正に伴って、監査の実施者はどう変わりますか。

- 学校教育課長
現行であれば、教職員以外の者とするとなつていますので、PTAで、もし他校で教職員をやっておられる方がいて、監査に当たった場合は現行の決まりではできないことになってしまいますが、改正案ではPTAの監査を他校で教職員をやっていてという方でも、所属職員以外であれば、監査が可能になりますので、少子化の中で、保護者の数も減る中で、監査に他校で勤務される方が入ったとしても、点検できるようになります。現行そんなに大きく困っている状況が生じているわけではないのですが、幅をより広げるといふことで、今回の改正となっています。

- 三島委員
翌月10日から学期に1回以上に改正ということですが、これは負担の軽減にということでしょうか。

- 学校教育課長
そのとおりです。

- 教育長
それでは、これで、本件の審議を終わります。
採決に移ります。
本案は、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

- 教育長
異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり可決されました。

- 教育長
日程第5、議案第13号「江田島市学校規模適正化検討委員会設置要綱案について」を議題とします。
事務局から、説明をお願いします。

○ 教育部長

ただ今上程されました議案第13号について説明します。

議案書、9ページをお願いします。

提案理由です。

学校規模適正化を検討するに当たり、関係者から幅広く意見を求めるため、その委員会を設置する要綱を制定する必要があるため、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年江田島市教育委員会規則第4号）第2条第2号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

この度の要綱案は、先月（2/17）の教育委員会会議で、新年度予算の説明をさせていただきましても、「学校再編事業」の「検討委員会の設置」の部分に当たります。

10、11ページに改正文を添付しています。

制定案で説明をしますため、10ページをお願いします。

第1条は、「目的及び設置」を規定しています。

内容は、少子化の進展に伴い、今後、児童生徒が更に減少していく中で、望ましい学校教育環境を整えていくためには、将来を見据えた江田島市立学校の適正配置・適正規模について検討する必要があるため、江田島市学校規模適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置するとしています。

第2条は、「所掌事務」を規定しています。

委員会は、次に掲げる2つの事項について所掌します。

- (1) 今後を見据えた江田島市の学校の在り方の検討
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項です。

第3条は、「組織」を規定しています。

第1項で、委員会の委員は、20人以内とし、第2項で、

- (1) 学識経験者
- (2) 保護者代表
- (3) 学校関係者
- (4) 自治組織代表
- (5) その他教育長が必要と認める者

の中から教育委員会が委嘱又は任命するとしています。

第4条は、「任期」を規定しています。

委員の任期は、令和9年3月31日までの2か年としています。

第5条は、「委員会」を規定しています。

第1項で、委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定めるとしています。

第2項で、委員長が会務を総理し、委員会を代表するとしています。

第3項で、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理するとしています。

次ページ、11ページをお願いします。

第6条は、「会議」を規定しています。

第1項で、委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、教育長が招集するとしています。

第2項で、会議は、委員の半数が出席しなければ開催することができないとしています。

第3項で、会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによるとしています。

第4項で、委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができるとしています。

第7条は、「庶務」を規定しています。

内容は、委員会の庶務は、江田島市教育委員会教育部学校教育課において処理するとしています。

第8条は、「委任」を規定しています。

内容は、この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定めるとしています。

附則とは、今まで説明した、第1条から第8条までの本体的部分を「本則」というのに対し、施行期日など付随的部分を「附則」といいます。

附則の第1項で「施行期日」を規定し、この要綱は令和7年4月1日から施行するとしています。

附則第2項で「この要綱の失効」を規定し、この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失うとし、この要綱の有効期限は令和9年3月31日までの2年間とすることとしています。

説明は、以上です。

○ 教育長

説明が終わりました。

質疑はございませんか。

(質疑なし)

○ 教育長

それでは、これで、本件の審議を終わります。

採決に移ります。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

- 教育長
異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり可決されました。

- 教育長
日程第6、議案第14号「公立学校情報機器整備事業に係る各種計画案について」を議題とします。
事務局から、説明をお願いします。

- 教育部長
ただ今上程されました議案第14号について説明します。
議案書、12ページをお願いします。
提案理由です。
公立学校情報機器整備事業に係る各種計画案について、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年江田島市教育委員会規則第4号）第2条第17号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。
これは、文部科学省の「GIGA スクール構想加速化基金管理運営要領」に基づき、公立学校の情報機器を整備することを目的として、補助金を活用する際には、各種計画を作成し、公開することとなっています。
当該要領に基づく各種計画とは、13ページの「端末整備・更新計画」、14ページの「ネットワーク整備計画」、15ページの「校務DX計画」、17ページの「1人1台端末の利活用に係る計画」の4つの計画となっています。
それぞれの計画の様式は、全国で統一されております。
今後は、本日、この会議で議決を頂けましたら、今月末までに教育委員会ホームページで公表を行います。
詳細については学校教育課長が説明します。

～学校教育課長が各計画について説明～

- 教育長
説明が終わりました。
質疑はございませんか。

- 長坂委員
GIGA第1期の総括のなかに書かれている、学校外破損させた場合の保護者負担の有無などの課題について、具体的に教えてほしい。

- 学校教育課長

よくあるのは、端末を落としてとか、間違っただけで踏んでしまったりだとかで壊してしまうというもので、先ほど整備計画の中で説明をさせていただいたが、実際の児童数に対して、15%ほど予備機を補助金で購入することができるので、こちらの方を各学校に割り振って配っております。

それを入れ替えて、その間に修理を補償することで対応しております。

○ 長坂委員

保護者の負担の有無というのは。

○ 学校教育課長

もちろん故意ではないことが補償の前提で、過失がある場合は負担を求める場合もあります。

すべて無償で修理しますよというわけではないです。

○ 小宇根委員

校務系学習ネットワークの統合というところで、ついこの前、まあ何年も前なんですけど、完全に分けるというのをやってきて、それで情報漏洩とかを防げるということになったと思うが、統合するとなったらセキュリティがすごく課題になると思いますが、何かこう新しい技術とかセキュリティを守れる革新があるような技術が出てきたからこれになるんですか。

○ 学校教育課長

これに関しては、今様々な業者から提案を受けているところで、セキュリティを確保しつつ校務系と学習系を統一して、もう少し利便性を高めたりとか、ロケーションフリーといって色々な場所で校務のことができたりだとかということが可能かどうかというところ検討しているところです。

実際に運用しようとするときまだハードルは高いのと、やはり予算的な面ではかなり費用も掛かるということもある。

先週も業者の方に来ていただいて、いろいろなお話を聞いたんですけども、今、目標としては掲げていますが、今すぐということにはならないかと思います。

○ 小宇根委員

国の動きは統合の方ということですか。

○ 学校教育課長

そのような動きはあります。

クラウドで繋いで、県内の全ての学校が一つの同じクラウド上で統一の校務支援システムを使うということができないかということは今模索しているところだと思います。

- 小宇根委員
問題集とかいうのはタブレットでできると思いますが、学校の通常のテストというのもタブレットでやるということですか。
- 学校教育課長
現在、全国学力学習状況調査がそのような状況に踏み出していこうとしているところがありまして、外国語であるとか理科の教科に関してはそういうことが今行われていますが、全ての教科がそうなるかということ、まだ自分も全部を把握しているわけではないのと、実際これを学校テストでしようとする、まだそこまでは踏み込んでいないのと、発達段階においてはたして本当にそれが最適なのかということがありますので、状況を見ながら、全てをデジタルに持っていくことが全て最善とは思っていないところもありますので、慎重に検討していく必要があるかなというふうに思っています。
- 長迫委員
令和7年度に全てのタブレットを更新するというのは、新しい機種になるのかそれとも中身を更新するのか。
- 学校教育課長
現在の一人一台端末ももう5年経としておりまして、バッテリーだとか様々な故障だとか、中身の方もスペック的に古くなってきており、先ほど言われていたテストを今後は画面上で書いたりするようなことも起こってきますので、それに対応できる機種に全て変更するという事で、中身だけでなく機種ごと変えていきます。
- 長迫委員
軽くなりますか。
- 学校教育課長
それも採用要件の中には入っていますが、やはり軽ければ壊れやすかったりしますので、どのあたりを選ぶのかというのは今後のプロポーザルで決まります。
- 教育長
それでは、これで、本件の審議を終わります。
採決に移ります。
本案は、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

- 教育長
異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり可決されました。

- 教育長
会議の冒頭で決まりましたとおり、ここからの審議は、非公開といたします。

- 教育長
日程第7、議案第15号「江田島市教育委員会外部評価委員会委員の委嘱について」
を議題とします。

(非公開)

- 教育長
以上で、本日の会議に付された審議事項は、全て終了いたしました。

本日、午後4時、市役所本庁4階会議室で開催の「総合教育会議」を終了次第、同場所
で、「臨時会」を開催します。

内容は、県費負担教職員の令和7年4月1日付け、人事異動に伴う任免その他の人事
についてでございます。

また、次々回の教育委員会会議は、3月21日金曜日、午後4時から、市教育委員会
3階会議室で、「臨時会」を開催します。

内容は、令和7年4月1日付け、市の人事異動に伴う教育委員会の職員の任免につい
てでございます。

他になければ、これで閉会します。

江田島市教育委員会会議規則の規定により、ここに署名する。

江田島市教育長

署 名 委 員